

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）の公布による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 （ 74略.....略.....略.....	1 （ 74略.....略.....略.....
75	<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> <u>(平成14年法律第78号)</u> 第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	<u>要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例許可申請手数料</u>略.....	75	<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> <u>(平成14年法律第78号)</u> 第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	<u>要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料</u>略.....

76			
{略.....略.....略.....
78			

76			
{略.....略.....略.....
78			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。